

伊勢市公報

第476号
令和7年9月5日
金曜日

目次

	頁
公平委員会規則	
○ 伊勢市公平委員会処務規則及び不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	5
○ 指定地域密着型通所介護事業の廃止について	6
○ 指定認知症対応型通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業の廃止について	7
○ 指定居宅介護支援事業の廃止について	8
選挙管理委員会告示	
○ 三重県知事選挙関係	
・ ポスター掲示場の設置について	9
・ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	25
・ 開票管理者及び同職務代理者の選任について	26
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所について	27
・ 投票所の設置について	28
・ 投票所の開閉時間について	31
・ 期日前投票所の設置について	32
・ 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について	33
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	44
・ 期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更について	46
・ 投票管理者の変更について	48
公 告	
○ 公示送達	49
○ 公示送達	51
公 表	
○ 地方自治法第242条第5項の規定による監査の結果の公表について	52

伊勢市公平委員会処務規則及び不利益処分についての審査請求に関する

規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 27 日

伊勢市公平委員会委員長 齋 藤 平

伊勢市公平委員会規則第 2 号

伊勢市公平委員会処務規則及び不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市公平委員会処務規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市公平委員会処務規則（平成 18 年伊勢市公平委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「市内出張命令」を「市内の旅行命令」に改める。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第 2 条 不利益処分についての審査請求に関する規則（平成18年伊勢市公平委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第21条第 1 号中「宿泊料、旅費」を「鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 155 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
いせ上野台自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の
規定により告示します。

令和 7 年 8 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 谷 崎 扶 三 与

省略

変更後 松 本 侑 也

省略

伊勢市告示第 156 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 8 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 北 川 昌 男

省略

変更後 松 林 孝 明

省略

伊勢市告示第 157 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 8 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業者の名称

特定非営利活動法人和泉

2 廃止する事業所の名称及び所在地

名 称 民家型デイサービスほほえみ勢田

所在地 伊勢市勢田町 656 番地 134

3 廃止の届出の受理をした年月日

令和 7 年 7 月 24 日(事業所廃止年月日:令和 7 年 7 月 31 日)

4 サービスの種類

地域密着型通所介護

伊勢市告示第 158 号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項及び第 115 条の 15 第 2 項の規定により指定認知症対応型通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び第 115 条の 20 第 2 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 及び第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 8 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業者の名称

特定非営利活動法人和泉

2 廃止する事業所の名称及び所在地

名 称 民家型デイサービス ほほえみ

所在地 伊勢市古市町 15 番地 8

3 廃止の届出の受理をした年月日

令和 7 年 7 月 24 日（事業所廃止年月日：令和 7 年 7 月 31 日）

4 サービスの種類

認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

伊勢市告示第 159 号

指定居宅介護支援事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条第 2 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 8 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業者の名称

特定非営利活動法人和泉

2 廃止する事業所の名称及び所在地

名 称 ケアプランほほえみ

所在地 伊勢市勢田町 656 番地 134

3 廃止の届出の受理をした年月日

令和 7 年 7 月 24 日（事業所廃止年月日：令和 7 年 7 月 31 日）

4 サービスの種類

居宅介護支援

伊勢市選挙管理委員会告示第 31 号

令和 7 年 9 月 7 日執行予定の三重県知事選挙におけるポスター掲示場を、
別紙のとおり設置する。

令和 7 年 8 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年9月7日執行予定 三重県知事選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
進修	伊勢市宇治館町 183-1	駐車場(赤福)	1-1	
進修	伊勢市宇治浦田 1丁目1	神宮祭主職舎前北側	1-2	
進修	伊勢市宇治中之切町 39-1地先	神宮会館東向かい側 国道23号線歩道	1-3	
進修	伊勢市宇治浦田 1丁目10-25地先	市営宇治第4駐車場西側	1-4	
進修	伊勢市宇治浦田 2丁目16	市立進修小学校正門横フェンス	1-5	
進修	伊勢市宇治浦田 3丁目20-19地先	滝倉団地 北側公園	1-6	
進修	伊勢市宇治浦田 3丁目21-15地先	清原飯金前主要地方道 伊勢磯部線ガードレール	1-7	
高麗広	伊勢市宇治今在家町 626地先	伊勢南勢線 永井橋付近 ※高麗広	2-1	
高麗広	伊勢市宇治今在家町 511	市立高麗広公民館入口	2-2	
修道第1	伊勢市桜木町 121	富樫公園 ※三交バス桜木町バス停付近	3-1	
修道第1	伊勢市桜木町 76-12	旧市営住宅旭ヶ台団地 旭ヶ台公園西側ガードレール	3-2	
修道第1	伊勢市中之町 232-41	中之町公園	3-3	
修道第1	伊勢市中村町桜ヶ丘 8地先	市営住宅中村町団地 南西側ガードレール	3-4	
修道第1	伊勢市中村町桜ヶ丘 100-50	桜ヶ丘公園南側	3-5	
修道第2	伊勢市楠部町 38-3	修道小学校付近 (徴古館方面)駐車場	4-1	
修道第2	伊勢市楠部町 48-22	市営庭球場駐車場フェンス	4-2	
修道第2	伊勢市勢田町 814-6地先	㈱シモオカ設備向かい側 市道古市岡本線ガードレール	4-3	
修道第2	伊勢市勢田町 912-10	船江山団地公園	4-4	
修道第2	伊勢市倭町 30-1地先	天理教三重教務支庁前 御幸道路沿い	4-5	
明倫第1	伊勢市尾上町 1-30地先	橋詰公園	5-1	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年9月7日執行予定 三重県知事選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
明倫第1	伊勢市岡本 1丁目12	岡本公園南向かい側 市道岡本岩渕1号線ガードレール	5-2	
明倫第1	伊勢市岡本 1丁目3-3	百五銀行伊勢支店前植込み	5-3	
明倫第1	伊勢市岡本 3丁目1	旧豊宮崎文庫跡東側	5-4	
明倫第1	伊勢市岡本 3丁目3-17地先	三重近鉄タクシー(株)車庫北側	5-5	
明倫第1	伊勢市藤里町 698-15地先	角前胃腸科医院東向かい側 主要地方道伊勢磯部線 ガードレール	5-6	
明倫第2	伊勢市岩渕 1丁目3-19	真珠会館前フェンス	6-1	
明倫第2	伊勢市岩渕 1丁目7-29	伊勢市役所本庁舎前南側	6-2	
明倫第2	伊勢市岩渕 1丁目13-15	シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢(伊勢 市観光文化会館前東側)	6-3	
明倫第2	伊勢市岩渕 2丁目7-11地先	岩渕公園	6-4	
明倫第2	伊勢市岩渕 3丁目3-30地先	錦水橋東詰交差点付近 御幸道路沿いフェンス	6-5	
明倫第2	伊勢市吹上 1丁目11-34地先	JR参宮線吹上町踏切北側歩道	6-6	
明倫第2	伊勢市岩渕 2丁目8-23地先	勢田川 桜橋西詰め南側フェンス	6-7	
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目2-13地先	中寺前公園東側	7-1	
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目6-37	伊勢米穀企業組合倉庫南側	7-2	
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目14-15地先	鶴辺公園西側	7-3	
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目4-35地先	旭公園北側	7-4	
有緝第1	伊勢市河崎 3丁目16	勢田川 北新橋南詰東側 ガードレール	7-5	
有緝第1	伊勢市河崎 3丁目3-26	河崎南側公民館前	7-6	
有緝第2	伊勢市船江 2丁目3-2地先	有緝公園南側	8-1	
有緝第2	伊勢市船江 1丁目16-19	ビレッジハウス船江 三重南集中管理事務所フェンス	8-2	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年9月7日執行予定 三重県知事選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
有緝第2	伊勢市船江 2丁目12-5地先	築地公園西側	8-3	
有緝第2	伊勢市船江 2丁目27-43	東邦ガス(株)伊勢サービスセンター横ガード レール	8-4	
有緝第2	伊勢市船江 1丁目3-18地先	船江公園南側	8-5	
有緝第2	伊勢市船江 1丁目11-12地先	社前公園東側	8-6	
有緝第3	伊勢市船江 3丁目8-20地先	的場児童公園南東側	9-1	
有緝第3	伊勢市船江 3丁目3-8地先	三交バス船江バス停付近 県道宇治山田港伊勢市停車場線 ガードレール	9-2	
有緝第3	伊勢市船江 3丁目11-6地先	新道公園東側	9-3	
有緝第3	伊勢市船江 4丁目29-4地先	さつき公園南側	9-4	
有緝第3	伊勢市船江 3丁目16-51地先	ぎゅーとらハイジー店南向かい側 ガードレール	9-5	
有緝第3	伊勢市船江 4丁目7-46地先	エバーグリーン船江公園 南側フェンス沿い	9-6	
厚生第1	伊勢市一之木 1丁目3-6地先	須原大社東側	10-1	
厚生第1	伊勢市一之木 2丁目11-18地先	中央公園北側	10-2	
厚生第1	伊勢市一之木 3丁目19-9地先	小西酒店北向かい側駐車場	10-3	
厚生第1	伊勢市一之木 5丁目6-22地先	市道一之木ガードレール ※市道藤社御園線 松尻川の橋南詰め	10-4	
厚生第1	伊勢市一之木 5丁目5-3	市立厚生中学校運動場 西側フェンス	10-5	
厚生第1	伊勢市一之木 5丁目16-6地先	市道船江一之木線 河川沿いガードレール ※菊川産婦人科付近	10-6	
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目2-7地先	JR・近鉄桜新道踏切 主要地方道鳥羽松阪線ガードレール	11-1	
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目22-16地先	JR・近鉄桜新道踏切北口 市道北口線ガードレール	11-2	
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目26-26地先	立正佼成会伊勢支部南向かい側 市道北口線ガードレール	11-3	
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目11-22地先	宮後公園南側フェンス	11-4	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年9月7日執行予定 三重県知事選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
厚生第3	伊勢市一志町 1-4	市立厚生小学校正門北側フェンス	12-1	
厚生第3	伊勢市一志町 5-1地先	外宮北御門前広場前	12-2	
厚生第3	伊勢市八日市場町 13-35	市立伊勢図書館前植込み	12-3	
厚生第3	伊勢市大世古 1丁目10-30	大豊和紙工業(株)西側	12-4	
厚生第3	伊勢市大世古 4丁目2-13地先	大世古公園南側	12-5	
厚生第3	伊勢市曾祢 1丁目9-26	(株)音羽 駐車場西側フェンス	12-6	
厚生第3	伊勢市曾祢 2丁目6-3地先	奥新町公園西側	12-7	
早修	伊勢市曾祢 1丁目15-15地先	今之社公園北側	13-1	
早修	伊勢市常磐 1丁目8-2地先	清之井公園西側	13-2	
早修	伊勢市常磐 1丁目17-17	早修資源拠点ステーション前 ※JR山田上口駅前	13-3	
早修	伊勢市常磐 3丁目8-8	市民武道館東側	13-4	
早修	伊勢市浦口 1丁目11-9地先	出口公園東側	13-5	
早修	伊勢市浦口 2丁目13-15地先	浦口公園西側	13-6	
早修	伊勢市浦口 3丁目1-29	法住院かさもり稲荷西側フェンス	13-7	
中島第1	伊勢市浦口 4丁目28-5	浦口団地フェンス	14-1	
中島第1	伊勢市二俣 1丁目2	市立中島小学校 南側フェンス	14-2	
中島第1	辻久留1丁目 15-24地先	秋葉山トンネル上フェンス	14-3	
中島第1	伊勢市二俣 2丁目4-20地先	西口公園	14-4	
中島第1	伊勢市辻久留 2丁目8-7	勢田川浄化揚水機場フェンス ※三交バス 論出バス停付近	14-5	
中島第2	伊勢市中島 1丁目3	出雲町自治会会所横駐車場 フェンス	15-1	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年9月7日執行予定 三重県知事選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
中島第2	伊勢市中島 1丁目12	三交バス度会橋バス停東向かい側 市道浦口中島線ガードレール ※度会橋東詰め	15-2	
中島第2	伊勢市中島 2丁目11-27地先	中部電力度会橋変電所南側 市道中島2丁目1号線 水路沿いガードレール	15-3	
中島第2	伊勢市中島 2丁目6-6地先	小川公園東側	15-4	
中島第2	伊勢市宮川 1丁目3-3地先	伊勢御園高架橋下フェンス	15-5	
中島第2	伊勢市宮川 2丁目4-48地先	千巻印刷産業(株)駐車場	15-6	
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目6-13地先	宮本建設(株)付近	16-1	
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目4-37地先	清水バス停付近フェンス (榊鈴木内装付近)	16-2	
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目3-17地先	(榊鈴木内装付近)水路 市道宮川郷1号線ガードレール	16-3	
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目20-13地先	三郷山上り口北側空地 ※市営住宅万所団地付近	16-4	
中島第3	伊勢市辻久留町 545-165	辻久留台第3公園	16-5	
神社	伊勢市神社港 294	市立旧神社小学校北側フェンス	17-1	
神社	伊勢市竹ヶ鼻町 100	市立港中学校西側フェンス	17-2	
神社	伊勢市小木町 538	三交バス ララパークバス停横	17-3	
神社	伊勢市小木町 225	小木町公民館南向かい側公園	17-4	
神社	伊勢市馬瀬町 1202-9地先	市道神社馬瀬2号線ガードレール	17-5	
神社	伊勢市下野町 726-3	下野町公民館前	17-6	
大湊	伊勢市大湊町 1118-194	市立旧大湊小学校西側フェンス	18-1	
大湊	伊勢市大湊町 106-2地先	明神ポンプ場北側 市道大湊15-1号線ガードレール	18-2	
大湊	伊勢市大湊町 783-11	大湊町民会館前広場	18-3	
大湊	伊勢市大湊町 656-2	(株) 鈴工前堀	18-4	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年9月7日執行予定 三重県知事選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
大湊	伊勢市大湊町 413-2	三交バス西町バス停付細道 (伊勢湾方面)奥 畑	18-5	
大湊	伊勢市大湊町 264-66地先	市道大湊2号線水路沿いガードレール ※大湊みどり苑入口付近	18-6	
浜郷第1	伊勢市神久 1丁目5-5地先	寝起松公園内西側植込み	19-1	
浜郷第1	伊勢市神田久志本町 1436-1	旧伊勢市消防本部庁舎前	19-2	
浜郷第1	伊勢市神久 2丁目7-15	日本通運(株)伊勢営業所 西側フェンス	19-3	
浜郷第1	伊勢市神久 4丁目2-6地先	神久町バス停付近 三重県南部自動車整備協同組合 北側畑	19-4	
浜郷第1	伊勢市神久 4丁目8-22地先	自性軒付近 水路横倉庫前空地	19-5	
浜郷第1	伊勢市神久 3丁目6-15地先	神久町バス停付近 伊勢二見線沿い曲がり角 三角地空地	19-6	
浜郷第1	伊勢市神久 6丁目5-8地先	麦酒蔵・二軒茶屋餅第二駐車場	19-7	
浜郷第2	伊勢市黒瀬町 1648	市立浜郷小学校西側フェンス	20-1	
浜郷第2	伊勢市黒瀬町 1718-4	黒瀬第1公園南側	20-2	
浜郷第2	伊勢市田尻町 129地先	勢田川 磯田建築前 勢田大橋北詰め東側	20-3	
浜郷第2	伊勢市田尻町 179	牟山中臣神社前 (ムヤマナカオミジンジャ)	20-4	
浜郷第2	伊勢市通町 1435	栄通神社前 (エイツウジンジャ)	20-5	
浜郷第3	伊勢市一色町 1299-18地先	勢田川堤防沿い ※一色保育園付近	21-1	
浜郷第3	伊勢市一色町 1649地先	勢田川堤防 一色町公民館案内掲示板付近	21-2	
浜郷第3	伊勢市一色町 1692-3地先	一色大橋東詰め南側 県道宇治山田港伊勢市停車場線 ガードレール	21-3	
浜郷第3	伊勢市一色町 1682	一色町公民館北側フェンス	21-4	
浜郷第3	伊勢市一色町 1612	一色神社東側	21-5	
宮本第1	伊勢市藤里町 582-1	ぎゅーとら藤里店 裏側方面柿畑東側	22-1	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年9月7日執行予定 三重県知事選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
宮本第1	伊勢市藤里町 489-1	JA伊勢蓮台寺柿共同選果場前	22-2	
宮本第1	伊勢市藤里町 145-2	大心館道場付近柿畑	22-3	
宮本第1	伊勢市旭町 396-4	市道宮本1号線 新旭橋西詰め空地	22-4	
宮本第1	伊勢市旭町 365-2	麵房柿右衛門 南東側道路向かい 市道宮本1号線ガードレール	22-5	
宮本第1	伊勢市旭町 53-1	旭団地付近 畑	22-6	
宮本第1	伊勢市前山町 355-4	宮本地区コミュニティセンター 三角地	22-7	
宮本第1	伊勢市藤里町 1-171	伊勢市上水道ふじが丘加圧 ポンプ場南側空地	22-8	
宮本第1	伊勢市前山町 1385地先	オギケンホーム東側 市道宮本2号線沿い空地	22-9	
宮本第2	伊勢市大倉町 1553-37	うぐいす台1号公園南東側フェンス	23-1	
宮本第2	伊勢市大倉町 74-4	大倉バス停横 畑	23-2	
宮本第2	伊勢市佐八町 2287	市立佐八小学校前フェンス	23-3	
宮本第2	伊勢市佐八町 2129	佐八町公民館広場	23-4	
宮本第2	伊勢市津村町 762-1	榊林イマニティ向かい側 畑	23-5	
宮本第2	伊勢市津村町 482	津村町公民館広場	23-6	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 5436	丁塚古墳北公園西側	24-1	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 1779	市立豊浜西小学校体育館 西側フェンス	24-2	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 90	野依ふれあい公園入口付近	24-3	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 747-1	野依ふれあい公園付近 ブロック塀(有タクミ付近)	24-4	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 6051	小川橋付近空地	24-5	
豊浜第1	伊勢市植山町 486	植山町民会館南側フェンス	24-6	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年9月7日執行予定 三重県知事選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
豊浜第1	伊勢市磯町 1032	磯町資源ごみステーション 西側空地	24-7	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 1949-11	東豊浜魚市場西入口付近	25-1	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 1161	県道豊北港小俣線沿い 畑	25-2	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 3707	ナリス化粧品横 倉庫前	25-3	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 299	市立豊浜東小学校東側フェンス	25-4	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 154地先	西条排水機場南西側	25-5	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 1453	東豊浜町西条公民館 西側ブロック塀	25-6	
豊浜第2	伊勢市椋原町 594地先	市道椋原堤線(堤防)沿い ガードレール	25-7	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 3224	漁協前バス停(豊北漁港方面) ブロック塀	25-8	
北浜第1	伊勢市有滝町 2310	漁免道路入口 天白商店作業所東側空地	26-1	
北浜第1	伊勢市有滝町 2959	三交バス 旧有滝バス停 広場地蔵尊前	26-2	
北浜第1	伊勢市有滝町 2639	有滝町民会館前	26-3	
北浜第1	伊勢市有滝町 2030地先	伊勢湾農協 有滝付近	26-4	
北浜第1	伊勢市有滝町 1557-1	ありたき農村公園	26-5	
北浜第2	伊勢市村松町 3-1	北浜地区コミュニティセンター西側	27-1	
北浜第2	伊勢市村松町 4011-1	村松町民会館前	27-2	
北浜第2	伊勢市村松町 435地先	仲由水産(株)入口西側 主要地方道伊勢松阪線 ガードレール	27-3	
北浜第2	伊勢市村松町 1883-3地先	サンコーデンキ北浜店南側空地	27-4	
北浜第2	伊勢市村松町 3840-2	村松町舟神龍宮南側	27-5	
北浜第2	伊勢市村松町 3118地先	亀池排水機場東側	27-6	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年9月7日執行予定 三重県知事選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
北浜第2	伊勢市村松町 3292	市立北浜小学校フェンス	27-7	
北浜第3	伊勢市東大淀町 4158	おかげバス 東大淀口バス停西側 主要地方道伊勢松阪線 ガードレール	28-1	
北浜第3	伊勢市東大淀町 351	市立東大淀小学校 正門西側ブロック塀	28-2	
北浜第3	伊勢市東大淀町 187-6	北村物産(株)工場東側 畑	28-3	
北浜第3	伊勢市村松町 1389-26	(株)エルモ横駐車場	28-4	
北浜第3	伊勢市東大淀町 3868	JA伊勢 伊勢北部支店東大淀 南向かい側 畑	28-5	
北浜第3	伊勢市柏町 623-2	柏町バス停近く空地	28-6	
北浜第3	伊勢市柏町 762-5	柏団地入口案内板西向側空地	28-7	
北浜第3	伊勢市東大淀町 103	東大淀公園フェンス	28-8	
城田第1	伊勢市上地町 1767	上地町公民館前	29-1	
城田第1	伊勢市上地町 1561-2	上地南バス停付近 畑	29-2	
城田第1	伊勢市上地町 1851-1	上地町東組公民館西向かい側 畑	29-3	
城田第1	伊勢市上地町 3848	上地町中楽山公民館付近 畑	29-4	
城田第1	伊勢市上地町 2937	中久保湯田野公民館前	29-5	
城田第1	伊勢市上地町 2525	(有)吉村工作所付近 ※六軒家第一JR踏切付近	29-6	
城田第2	伊勢市上地町 450-69	城田団地第1公園フェンス	30-1	
城田第2	伊勢市粟野町 1235-1	粟野農業研修センター北側	30-2	
城田第2	伊勢市中須町 186-1地先	市道中須3-4号線ガードレール 山保モータース付近	30-3	
城田第2	伊勢市中須町 40-1	中須バス停付近 空地	30-4	
城田第2	伊勢市川端町 59	川端町公民館付近 空地	30-5	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年9月7日執行予定 三重県知事選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
城田第2	伊勢市川端町 312地先	(株)TOSHIN 前 市道伊勢玉城線ガードレール横	30-6	
四郷第1	伊勢市中村町 1681-1	中村公園	31-1	
四郷第1	伊勢市中村町 839-3	国道23号線月読宮前交差点南側 市道中村4号線ガードレール	31-2	
四郷第1	伊勢市中村町 325-285	五十鈴ヶ丘団地東入口 五十鈴ヶ丘公園	31-3	
四郷第1	伊勢市楠部町 510-74	近鉄五十鈴川駅前東側空地	31-4	
四郷第1	伊勢市楠部町 3158	緑が丘2号公園西側	31-5	
四郷第1	伊勢市楠部町 1704-9	伊勢市消防団四郷分団楠部班 車庫横空地	31-6	
四郷第1	伊勢市楠部町 1010-2	おかげバス四郷小学校前 バス停前主要地方道鳥羽松阪線 ガードレール	31-7	
四郷第1	伊勢市一字田町 524-6	一字田公民館	31-8	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1510-10地先	新朝熊橋南詰め東側 主要地方道鳥羽松阪線 ガードレール	32-1	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1066-1地先	水晶橋付近 市道朝熊10-21号線沿い空地	32-2	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1548	近鉄朝熊駅前ガード広場	32-3	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1071-1地先	横橋南詰め東側 市道朝熊27号線 河川沿いガードレール	32-4	
四郷第2	伊勢市朝熊町 1677-11	朝熊市民館東側フェンス	32-5	
四郷第2	伊勢市朝熊町 2653-4	市営住宅駐車場前ガードレール	32-6	
四郷第2	伊勢市朝熊町 2602-4	東工業所西向かい側空地	32-7	
四郷第3	伊勢市鹿海町 701-2	鹿海口バス停付近交差点 畑	33-1	
四郷第3	伊勢市鹿海町 994-1	鹿海町公民館前公園	33-2	
四郷第3	伊勢市鹿海町 3430-85	杜の宮公園南側	33-3	
四郷第3	伊勢市鹿海町 171-3	東鹿海バス停付近空地	33-4	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年9月7日執行予定 三重県知事選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
沼木第1	伊勢市上野町 187-2	昭和苑会館バス停付近 畑 ※昭和苑入口付近	34-1	
沼木第1	伊勢市上野町 347-1	サンパークタウン伊勢 入口南側山林	34-2	
沼木第1	伊勢市上野町 876-1	旧沼木中学校前バス停付近 畑	34-3	
沼木第1	伊勢市上野町 1280	上野町 広岡バス停付近 塀	34-4	
沼木第1	伊勢市上野町 2857-1	市立上野小学校正門付近 JA伊勢倉庫北側	34-5	
沼木第1	伊勢市上野町 1354-3	沼木地区コミュニティセンター 南向かい側 県道伊勢路伊勢線沿い空地	34-6	
沼木第1	伊勢市上野町 3517	上野第2公園西側 ※いせ上野台	34-7	
沼木第1	伊勢市上野町 1620-1	上野南バス停付近 空地(三角地)	34-8	
沼木第2	伊勢市円座町 1047-3地先	栄団地入口北側 主要地方道伊勢南島線沿い空地	35-1	
沼木第2	伊勢市円座町 1570	円座自治会館 前 畑	35-2	
沼木第2	伊勢市円座町 1266-2	円座消防車庫バス停付近 空地ブロック塀	35-3	
沼木第2	伊勢市神薊町 1104	光徳寺前	35-4	
沼木第2	伊勢市神薊町 435	神薊西バス停付近 空地	35-5	
沼木第3	伊勢市横輪町 159-1	中村屋(横輪茶屋)跡西側空地	36-1	
沼木第3	伊勢市横輪町 330地先	県道横輪南勢線 横輪橋東詰め南側空地	36-2	
沼木第3	伊勢市横輪町 586-6	横輪公民館前 県道横輪南勢線ガードレール	36-3	
沼木第3	伊勢市横輪町 319	桂林寺南向かい側空地	36-4	
沼木第4	伊勢市矢持町下村 409-1地先	みどり保育園南向かい側 県道横輪南勢線沿い空地	37-1	
沼木第4	伊勢市矢持町上村 302-1地先	沼木バス 上村バス停前 県道横輪南勢線沿い空地	37-2	
沼木第4	伊勢市矢持町床ノ木 272-1	沼木バス 床ノ木バス停前	37-3	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年9月7日執行予定 三重県知事選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
二見第1	伊勢市二見町松下 2025	松下区会所前公園フェンス沿	38-1	
二見第1	伊勢市二見町松下 556-3	ごみ集積所西側	38-2	
二見第1	伊勢市二見町江 589-1	伊勢夫婦岩ショッピングプラザ (伊勢シーパラダイス)前 国道42号線江交差点北側	38-3	
二見第1	伊勢市二見町江 682-17	江コミュニティセンター付近 堀 (日の出橋付近)	38-4	
二見第2	伊勢市二見町西 185-39	三交バス 西団地前バス停 西向かい側 田	39-1	
二見第2	伊勢市二見町西 1124	西農業研修センター横空地	39-2	
二見第2	伊勢市二見町西 828	(有)金谷工務店付近 堀	39-3	
二見第2	伊勢市二見町西 1095-127	測量設計サーベバント(有)付近 ブロック堀	39-4	
二見第2	伊勢市二見町今一色 3	旧今一色小学校前フェンス	39-5	
二見第2	伊勢市二見町今一色 155-6	三交バス 廣道バス停付近 堀	39-6	
二見第2	伊勢市二見町今一色 874-436地先	三交バス 今一色バス停	39-7	
二見第3	伊勢市二見町茶屋 420-1	伊勢市役所二見総合支所前	40-1	
二見第3	伊勢市二見町茶屋 536-1	勢語庵付近 堀	40-2	
二見第3	伊勢市二見町茶屋 111-1	伊勢市二見生涯学習センター 西側花壇	40-3	
二見第3	伊勢市二見町三津 769	JR踏み切り付近 堀	40-4	
二見第3	伊勢市二見町莊 1287	莊公民館向側 堀	40-5	
二見第3	伊勢市二見町莊 2068-1	市立旧二見浦保育園前フェンス	40-6	
二見第4	伊勢市二見町山田原 173	山田原公民館前	41-1	
二見第4	伊勢市二見町光の街 684-5	光の街公園入口信号機付近	41-2	
二見第4	伊勢市二見町山田原 179-2	三交バス 山田原バス停付近 畑	41-3	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年9月7日執行予定 三重県知事選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
二見第4	伊勢市二見町山田原 439	溝口バス停付近 市道溝口17号線沿い空地	41-4	
二見第4	伊勢市二見町溝口 403	山本医院付近 塀	41-5	
二見第4	伊勢市二見町溝口 229-7	メゾン二見付近 塀	41-6	
小俣第1	伊勢市小俣町宮前 210	松倉公園フェンス	42-1	
小俣第1	伊勢市小俣町宮前 787-3	高畑公民館フェンス	42-2	
小俣第1	伊勢市小俣町宮前 434-2	宮前公園フェンス	42-3	
小俣第1	伊勢市小俣町本町 944	掛橋公園フェンス	42-4	
小俣第1	伊勢市小俣町本町 1335	南本町公民館西側 ユニチカ団地南苑内公園フェンス	42-5	
小俣第1	伊勢市小俣町本町 220	大西学院西側 市道小俣19号線沿い空地 ※JR参宮線掛橋踏切北東側	42-6	
小俣第1	伊勢市小俣町本町 1-1	市立小俣幼稚園横フェンス	42-7	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 663-1	市立小俣小学校 小俣総合支所向かい側フェンス	43-1	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 769	小俣町交番北東向かい側 市道元町46号線沿い空地	43-2	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 492	栄児童公園	43-3	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 1037-1	元町ふれあい公園 東側ガードレール	43-4	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 202-1地先	県道豊北港小俣線 中小俣交差点東 ごみ集積所フェンス	43-5	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 381	若山公園フェンス	43-6	
小俣第2	伊勢市小俣町元町 1282-1	下小俣公民館フェンス	43-7	
小俣第3	伊勢市小俣町相合 493-1	新出公民館フェンス	44-1	
小俣第3	伊勢市小俣町相合 750	市立小俣中学校体育館側フェンス	44-2	
小俣第3	伊勢市小俣町本町 444	市立ゆりかご園フェンス	44-3	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年9月7日執行予定 三重県知事選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
小俣第3	伊勢市小俣町本町 768	上久保公園	44-4	
小俣第3	伊勢市小俣町相合 997	榊太陽緑地向い側 市道小俣5号線ガードレール	44-5	
小俣第4	伊勢市小俣町相合 888	六軒屋公園前フェンス	45-1	
小俣第4	伊勢市小俣町湯田 83	湯田水源地前フェンス	45-2	
小俣第4	伊勢市小俣町湯田 409-13	美和ロック(株)伊勢工場 南側フェンス	45-3	
小俣第4	伊勢市小俣町湯田 554-1	湯田公民館	45-4	
小俣第4	伊勢市小俣町新村 41地先	おかげバスデマンド 西新村公民館バス停付近 市道小俣26号線フェンス	45-5	
小俣第4	伊勢市小俣町新村 427-4	東新村公園前フェンス	45-6	
小俣第4	伊勢市小俣町明野 1239-1	明野公民館駐車場	45-7	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 1055-4	小俣明野保健福祉会館フェンス	46-1	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 712-1	明野水源地前フェンス	46-2	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 1183	近鉄明野駅南口駐輪場フェンス	46-3	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 685	ポリテクセンター伊勢	46-4	
小俣第5	伊勢市野村町 5566-1	野村町公民館フェンス (野村公園)	46-5	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 396	JA伊勢明野店南側フェンス	46-6	
小俣第5	伊勢市小俣町明野 418-1	明野北部公園フェンス	46-7	
御薗第1	伊勢市御薗町高向 977-1	新高児童公園	47-1	
御薗第1	伊勢市御薗町高向 2018	(株)松本薬品伊勢支店前	47-2	
御薗第1	伊勢市御薗町高向 686-16	新高公民館前 塀	47-3	
御薗第2	伊勢市御薗町高向 568-1	おかげバス 高向バス停付近 畑	48-1	

ポスター掲示場設置場所一覧
(令和7年9月7日執行予定 三重県知事選挙)

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘 要	
御薗第2	伊勢市御薗町高向 2589-1	高向公民館	48-2	
御薗第2	伊勢市御薗町高向 423	はじめハウス 堀	48-3	
御薗第2	伊勢市御薗町高向 2155-2	高向西公園南西側フェンス	48-4	
御薗第3	伊勢市御薗町長屋 2767	ハートプラザみその	49-1	
御薗第3	伊勢市御薗町長屋 961-2	伊勢市役所御薗総合支所 庁舎東向かい側駐車場	49-2	
御薗第3	伊勢市御薗町長屋 1074-9	市立御薗小学校	49-3	
御薗第3	伊勢市御薗町長屋 2100-1	伊勢みそのショッピングセンター 北西側駐車場 ※国道23号線長屋2交差点南	49-4	
御薗第3	伊勢市御薗町王中島 594	王中島公民館	49-5	
御薗第3	伊勢市御薗町王中島 750-5	王中島児童公園	49-6	
御薗第4	伊勢市御薗町新開 777	新開公園	50-1	
御薗第4	伊勢市御薗町上條 1173-1	伊勢市御薗B&G海洋センター	50-2	
御薗第4	伊勢市御薗町上條 88	上條公民館	50-3	
御薗第4	伊勢市御薗町小林 2375	小林児童公園	50-4	

伊勢市選挙管理委員会告示第 32 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 7 年 8 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,020 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

16,829 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

33,657 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 100,971 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 33 号

令和 7 年 9 月 7 日執行の三重県知事選挙における伊勢市開票区開票管理者
及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

令和 7 年 8 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

開 票 管 理 者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	竜田 節夫	省略	潮崎 明義

伊勢市選挙管理委員会告示第 34 号

令和 7 年 9 月 7 日執行の三重県知事選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

令和 7 年 8 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 日 時 | 令和 7 年 9 月 4 日（木）午後 6 時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市御薗町長屋 1221 番地
御薗総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 35 号

令和 7 年 9 月 7 日執行の三重県知事選挙における各投票区の投票所を、別紙のとおり設置します。

令和 7 年 8 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

令和7年9月7日執行 三重県知事選挙投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
1	進 修	宇治浦田2丁目16番43号	伊勢市立進修小学校図書室
2	高 麗 広	宇治今在家町511番地	高麗広公民館
3	修道第1	桜木町55番地1	旧さくらぎ保育所
4	修道第2	久世戸町5番地1	伊勢市立修道小学校会議室
5	明倫第1	伊勢市勢田町613番地13	伊勢市労働福祉会館
6	明倫第2	岩渕1丁目7番29号	伊勢市役所本庁舎1階ホール
7	有緝第1	船江2丁目2番5号	伊勢市立有緝小学校会議室
8	有緝第2	船江2丁目2番29号	有緝こども園
9	有緝第3	船江3丁目11番44号	船江保育園
10	厚生第1	一之木2丁目9番11号	一之木町会事務所(一之木ふれあいセンター隣)
11	厚生第2	宮後2丁目3番21号	宮後町公会堂
12	厚生第3	一志町1番4号	伊勢市立厚生小学校ランチルーム
13	早 修	常磐3丁目10番19号	伊勢市立早修小学校フレンドルーム
14	中島第1	二俣1丁目2番17号	伊勢市立中島小学校校舎内(廊下スペース)
15	中島第2	中島2丁目13番4号	中島こども園
16	中島第3	辻久留3丁目17番5号	社会福祉法人三重済美学院
17	神 社	神社港295番地20	神社港公民館(旧神社幼稚園)
18	大 湊	大湊町1118番地194	旧大湊小学校校舎内
19	浜郷第1	神久2丁目7番18号	三重県立伊勢工業高校武道館
20	浜郷第2	伊勢市黒瀬町1637番地	浜郷保育所
21	浜郷第3	一色町1682番地	一色町公民館
22	宮本第1	旭町319番地	伊勢市立宮山小学校ランチルーム
23	宮本第2	佐八町2278番地12	伊勢市立佐八小学校ワークスペース
24	豊浜第1	西豊浜町1779番地	伊勢市立豊浜西小学校会議室
25	豊浜第2	東豊浜町299番地1	伊勢市立豊浜東小学校1階教室
26	北浜第1	有滝町2638番地	有滝町民会館
27	北浜第2	村松町4011番地1	村松町松寿会館
28	北浜第3	東大淀町201番地1	東大淀町民会館
29	城田第1	上地町1767番地	上地町公民館
30	城田第2	栗野町472番地	伊勢市立城田中学校被服室
31	四郷第1	楠部町2484番地	四郷地区コミュニティセンター
32	四郷第2	朝熊町1994番地1	あさま児童センター
33	四郷第3	鹿海町994番地1	鹿海町公民館
34	沼木第1	上野町2841番地2	伊勢市立上野小学校会議室
35	沼木第2	円座町1573番地4	円座町自治会館
36	沼木第3	横輪町589番地1	横輪町公民館
37	沼木第4	矢持町菖蒲125番地2	伊勢市消防団上野分団矢持班車庫

令和7年9月7日執行 三重県知事選挙投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
38	二見第1	二見町江683番地	江コミュニティセンター
39	二見第2	二見町今一色874番地399	今一色公民館
40	二見第3	二見町茶屋111番地1	二見生涯学習センター
41	二見第4	二見町光の街907番地7	二見浦小・二見中学校ふたみホール
42	小俣第1	小俣町本町3番地	伊勢市小俣農村環境改善センター
43	小俣第2	小俣町元町540番地	小俣公民館
44	小俣第3	小俣町相合750番地	伊勢市立小俣中学校音楽室
45	小俣第4	小俣町明野1939番地	伊勢市立明野小学校図工室
46	小俣第5	小俣町明野1481番地	明野幼稚園(三重県立明野高等学校隣)
47	御薊第1	御薊町高向686番地8	新高公民館
48	御薊第2	御薊町高向2658番地1	高向公民館
49	御薊第3	御薊町長屋1221番地	御薊総合支所
50	御薊第4	御薊町上條1173番地1	伊勢市御薊B&G海洋センター

伊勢市選挙管理委員会告示第 36 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項ただし書きの規定に基づく令和 7 年 9 月 7 日執行の三重県知事選挙の投票所を開く（閉じる）時刻を下記のとおり定める。

令和 7 年 8 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

投票区名	投票所を開く（閉じる）時刻
高麗広投票区	午前 7 時から午後 6 時まで
沼木第 3 投票区	午前 7 時から午後 6 時まで
沼木第 4 投票区	午前 7 時から午後 6 時まで

伊勢市選挙管理委員会告示第 37 号

令和 7 年 9 月 7 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所を、下記のとおり
設置します。

令和 7 年 8 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

1 期日前投票所

御薊期日前投票所 御薊公民館 御薊町長屋 1221 番地

2 増設する期日前投票所

本庁期日前投票所	伊勢市役所東館	岩渕 1 丁目 7 番 29 号
二見期日前投票所	二見総合支所	二見町茶屋 420 番地 1
小俣期日前投票所	小俣公民館	小俣町元町 540 番地
ミタス伊勢期日前投票所	ミタス伊勢	船江 1 丁目 471 番地

3 増設期間

令和 7 年 8 月 22 日（金）～ 9 月 6 日（土）

本庁期日前投票所、二見期日前投票所、小俣期日前投票所

令和 7 年 8 月 30 日（土）～ 9 月 6 日（土）

ミタス伊勢期日前投票所

伊勢市選挙管理委員会告示第 38 号

令和 7 年 9 月 7 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者
及びこれを代理すべき者を、別紙のとおり選任します。

令和 7 年 8 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

1 投票管理者

別 表

○本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	加藤 壽美子	令和7年8月22日
伊勢市	大藪 記三	令和7年8月23日
伊勢市	鈴木 孝明	令和7年8月24日
伊勢市	龍田 洋	令和7年8月25日
伊勢市	中野 榮子	令和7年8月26日
伊勢市	加藤 壽美子	令和7年8月27日
伊勢市	大藪 記三	令和7年8月28日
伊勢市	岡本 忠佳	令和7年8月29日
伊勢市	加藤 壽美子	令和7年8月30日
伊勢市	鈴木 孝明	令和7年8月31日
伊勢市	龍田 洋	令和7年9月1日
伊勢市	岡本 忠佳	令和7年9月2日
伊勢市	竜田 節夫	令和7年9月3日
伊勢市	岡本 忠佳	令和7年9月4日
伊勢市	大藪 記三	令和7年9月5日
伊勢市	加藤 壽美子	令和7年9月6日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
津市	藤田 幸枝	令和7年8月22日
津市	大野 明子	令和7年8月23日
松阪市	川合 利幸	令和7年8月24日
津市	太田 博也	令和7年8月25日
津市	田中 はるな	令和7年8月26日
津市	小長谷 容子	令和7年8月27日
松阪市	坪内 理絵	令和7年8月28日
志摩市	中北 洋平	令和7年8月29日
松阪市	山田 歩美	令和7年8月30日
伊勢市	増田 絵梨香	令和7年8月31日
松阪市	脇田 和泉	令和7年9月1日
鈴鹿市	永井 靖子	令和7年9月2日
松阪市	菊永 理恵	令和7年9月3日
志摩市	中川 雄介	令和7年9月4日
志摩市	瀧鼻 展子	令和7年9月5日
伊勢市	村田 雄紀	令和7年9月6日

1 投票管理者

別 表

○二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	中村 省三	令和7年8月22日
伊勢市	濱口 敏彦	令和7年8月23日
伊勢市	中村 龍平	令和7年8月24日
伊勢市	田畑 千津子	令和7年8月25日
伊勢市	中村 龍平	令和7年8月26日
伊勢市	出口 勇	令和7年8月27日
伊勢市	濱口 敏彦	令和7年8月28日
伊勢市	三浦 徹	令和7年8月29日
伊勢市	出口 勇	令和7年8月30日
伊勢市	田畑 千津子	令和7年8月31日
伊勢市	三浦 徹	令和7年9月1日
伊勢市	中村 省三	令和7年9月2日
伊勢市	中村 龍平	令和7年9月3日
伊勢市	中村 省三	令和7年9月4日
伊勢市	小崎 峰子	令和7年9月5日
伊勢市	三浦 徹	令和7年9月6日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	藤崎 由香	令和7年8月22日
伊勢市	辻本 由佳	令和7年8月23日
伊勢市	安田 健太郎	令和7年8月24日
伊勢市	山本 真也	令和7年8月25日
伊勢市	須崎 貴子	令和7年8月26日
伊勢市	山本 幸代	令和7年8月27日
伊勢市	松本 拓也	令和7年8月28日
伊勢市	松本 優里	令和7年8月29日
度会郡	林 大輔	令和7年8月30日
伊勢市	坂田 直也	令和7年8月31日
度会郡	北村 悦隆	令和7年9月1日
伊勢市	中西 早紀	令和7年9月2日
多気郡	大西 隆	令和7年9月3日
伊勢市	西 ますみ	令和7年9月4日
伊勢市	堀江 伸幸	令和7年9月5日
伊勢市	河村 直弘	令和7年9月6日

1 投票管理者

別 表

○小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	小林 三保	令和7年8月22日
伊勢市	大西 幸子	令和7年8月23日
伊勢市	中川 雅司	令和7年8月24日
伊勢市	中川 和雄	令和7年8月25日
伊勢市	戸川 薫	令和7年8月26日
伊勢市	小林 三保	令和7年8月27日
伊勢市	中川 雅司	令和7年8月28日
伊勢市	大西 幸子	令和7年8月29日
伊勢市	戸川 薫	令和7年8月30日
伊勢市	小林 三保	令和7年8月31日
伊勢市	中川 和雄	令和7年9月1日
伊勢市	中川 雅司	令和7年9月2日
伊勢市	戸川 薫	令和7年9月3日
伊勢市	大西 幸子	令和7年9月4日
伊勢市	小林 三保	令和7年9月5日
伊勢市	中川 和雄	令和7年9月6日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
松阪市	澤 尚美	令和7年8月22日
松阪市	小島 翔太郎	令和7年8月23日
多気郡	進藤 仁美	令和7年8月24日
伊勢市	橋村 俊也	令和7年8月25日
伊勢市	梅森 裕	令和7年8月26日
伊勢市	梅林 芳美	令和7年8月27日
伊勢市	山中 里香	令和7年8月28日
伊勢市	福神 啓太	令和7年8月29日
伊勢市	山本 剛典	令和7年8月30日
伊勢市	山本 実咲	令和7年8月31日
伊勢市	片山 絵美	令和7年9月1日
伊勢市	中川 佳奈子	令和7年9月2日
伊勢市	堤 友喜美	令和7年9月3日
伊勢市	苛原 泰子	令和7年9月4日
伊勢市	奥山 武史	令和7年9月5日
伊勢市	森口 雄介	令和7年9月6日

1 投票管理者

別 表

○御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	中西 好一郎	令和7年8月22日
伊勢市	西田 均	
伊勢市	雪岡 義	令和7年8月23日
伊勢市	吉野 恵子	
伊勢市	吉野 恵子	令和7年8月24日
伊勢市	雪岡 義	令和7年8月25日
伊勢市	西田 均	
伊勢市	中北 幸宏	令和7年8月26日
伊勢市	中西 好一郎	
伊勢市	雪岡 義	令和7年8月27日
伊勢市	中北 幸宏	
伊勢市	中西 好一郎	令和7年8月28日
伊勢市	西田 均	
伊勢市	中西 好一郎	令和7年8月29日
伊勢市	吉野 恵子	
伊勢市	吉野 恵子	令和7年8月30日
伊勢市	松崎 和人	
伊勢市	中北 幸宏	令和7年8月31日
伊勢市	雪岡 義	令和7年9月1日
伊勢市	中北 幸宏	

伊勢市	吉野 恵子	令和7年9月2日
伊勢市	西田 均	
伊勢市	雪岡 義	令和7年9月3日
伊勢市	吉野 恵子	
伊勢市	中北 幸宏	令和7年9月4日
伊勢市	西田 均	
伊勢市	吉野 恵子	令和7年9月5日
伊勢市	中西 好一郎	
伊勢市	雪岡 義	令和7年9月6日
伊勢市	吉野 恵子	

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○御薊期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	奥野 仁視	令和7年8月22日
伊勢市	中井 悠人	令和7年8月23日
伊勢市	垣野 浩良	令和7年8月24日
伊勢市	林 愛美	令和7年8月25日
伊勢市	高島 恵梨	令和7年8月26日
伊勢市	中村 典代	令和7年8月27日
多気郡	津田 幸寛	令和7年8月28日
伊勢市	奥野 翔平	令和7年8月29日
伊勢市	奥野 泰佑	令和7年8月30日
伊勢市	五十嵐 大介	令和7年8月31日
伊勢市	佐之井 智香子	令和7年9月1日
伊勢市	伊藤 和也	令和7年9月2日
伊勢市	湯浅 真奈美	令和7年9月3日
伊勢市	中世古 潤	令和7年9月4日
多気郡	奥本 雄視	令和7年9月5日
伊勢市	濱口 真一	令和7年9月6日

1 投票管理者

別 表

○ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	橋本 清美	令和7年8月30日
伊勢市	里中 綾子	令和7年8月31日
伊勢市	潮崎 明義	令和7年9月1日
伊勢市	橋本 清美	令和7年9月2日
伊勢市	里中 綾子	令和7年9月3日
伊勢市	潮崎 明義	令和7年9月4日
伊勢市	橋本 清美	令和7年9月5日
伊勢市	潮崎 明義	令和7年9月6日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市	井村 豊	令和7年8月30日
伊勢市	竹内 智一	令和7年8月31日
伊勢市	高橋 宏輔	令和7年9月1日
伊勢市	堀井 茂毅	令和7年9月2日
伊勢市	古野 拓	令和7年9月3日
伊勢市	上村 和義	令和7年9月4日
伊勢市	中西 弘道	令和7年9月5日
伊勢市	福田 智仁	令和7年9月6日

伊勢市選挙管理委員会告示第 39 号

令和 7 年 9 月 7 日執行の三重県知事選挙における投票所の投票管理者及び
これを代理すべき者を、別紙のとおり選任します。

令和 7 年 8 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

令和7年9月7日執行 三重県知事選挙
投票管理者及び同職務代理人一覧表

【別紙】

投票区	投票管理者住所	投票管理者氏名	職務代理人住所	職務代理人氏名
進修投票区	伊勢市	米本 武俊	伊勢市	中西 弘幸
高麗広投票区	伊勢市	東 良二	伊勢市	山本 昌子
修道第1投票区	伊勢市	森本 真成	伊勢市	川本 浩司
修道第2投票区	伊勢市	中内 悠介	伊勢市	羽根 隆太
明倫第1投票区	伊勢市	平見 典彦	伊勢市	岡野 晴奈
明倫第2投票区	伊勢市	野北 元昭	伊勢市	河井 弘樹
有緝第1投票区	伊勢市	西井 清子	伊勢市	森田 晃司
有緝第2投票区	伊勢市	前村 忍	伊勢市	谷本 陽平
有緝第3投票区	伊勢市	南平 貫志	伊勢市	中澤 利雅
厚生第1投票区	伊勢市	竹澤 正浩	伊勢市	中山 智貴
厚生第2投票区	伊勢市	今井 正人	伊勢市	八田 信
厚生第3投票区	伊勢市	藤川 圭司	伊勢市	奥野 明日香
早修投票区	伊勢市	増田 研一郎	伊勢市	中村 益教
中島第1投票区	多気郡	小林 正幸	伊勢市	竹野 陽介
中島第2投票区	伊勢市	西川 善大	伊勢市	中村 尚
中島第3投票区	伊勢市	加藤 寿人	伊勢市	池山 英伸
神社投票区	伊勢市	世古口 泰彦	伊勢市	竹原 幹
大湊投票区	伊勢市	山下 智也	伊勢市	鈴木 友美
浜郷第1投票区	伊勢市	濱口 新	伊勢市	島岡 秀和
浜郷第2投票区	伊勢市	古川 純平	伊勢市	福本 佳大
浜郷第3投票区	伊勢市	山崎 幸喜	伊勢市	酒徳 芳正
宮本第1投票区	伊勢市	井村 明弘	伊勢市	畑 しのぶ
宮本第2投票区	伊勢市	北村 智子	伊勢市	山本 真史
豊浜第1投票区	伊勢市	北村 幸治	多気郡	御村 聡美
豊浜第2投票区	伊勢市	奥田 教行	伊勢市	青山 嘉代
北浜第1投票区	伊勢市	山口 一馬	伊勢市	中川 真知子
北浜第2投票区	松阪市	徳田 光良	伊勢市	佐之井 久也
北浜第3投票区	伊勢市	沖塚 孝久	伊勢市	森 大輔
城田第1投票区	伊勢市	西井 道治	伊勢市	横田 和貴
城田第2投票区	松阪市	北村 貴裕	伊勢市	松本 有史
四郷第1投票区	伊勢市	中川 一雄	伊勢市	杉原 匠
四郷第2投票区	伊勢市	森本 真人	伊勢市	中村 充
四郷第3投票区	伊勢市	奥野 修司	伊勢市	谷本 美貴
沼木第1投票区	度会郡	下村 真司	度会郡	北村 智
沼木第2投票区	度会郡	長 大介	多気郡	永井 達子
沼木第3投票区	度会郡	木下 喜之	度会郡	東野 晴香
沼木第4投票区	度会郡	浦井 由紀恵	伊勢市	西野 佐俊
二見第1投票区	伊勢市	山本 佳典	伊勢市	川端 裕子
二見第2投票区	伊勢市	出崎 まゆみ	伊勢市	豊岡 賢司
二見第3投票区	伊勢市	古川 毅	伊勢市	坂本 展章
二見第4投票区	伊勢市	中山 誠	伊勢市	濱千代 雅章
小俣第1投票区	伊勢市	太田 英明	伊勢市	岡村 基司
小俣第2投票区	伊勢市	西山 早苗	度会郡	北村 文華
小俣第3投票区	伊勢市	松田 和裕	度会郡	福浦 馨
小俣第4投票区	度会郡	南 裕之	伊勢市	楠川 教寛
小俣第5投票区	伊勢市	小川 直紀	伊勢市	野中 久司
御歯第1投票区	伊勢市	林 歩	伊勢市	佐々木 徹
御歯第2投票区	伊勢市	北村 祥広	伊勢市	田村 雅秀
御歯第3投票区	伊勢市	堀畑 智男	伊勢市	太田 徹
御歯第4投票区	伊勢市	谷 とめえ	伊勢市	鈴木 健太

伊勢市選挙管理委員会告示第 40 号

令和 7 年伊勢市選挙管理委員会告示第 38 号(投票管理者及び同職務代理者の選任に関する告示) の一部を別紙のとおり訂正します。

令和 7 年 8 月 29 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

本庁期日前投票所

	住 所	氏 名	職務を行うべき日
変更前	松阪市	川合 利幸	令和7年8月 31 日
変更後	松阪市	菊永 理恵	令和7年8月 31 日

	住 所	氏 名	職務を行うべき日
変更前	松阪市	菊永 理恵	令和7年9月3日
変更後	松阪市	川合 利幸	令和7年9月3日

ミタス伊勢期日前投票所

	住 所	氏 名	職務を行うべき日
変更前	伊勢市	高橋 宏輔	令和7年9月1日
変更後	伊勢市	奥野 覚	令和7年9月1日

伊勢市選挙管理委員会告示第 41 号

令和 7 年伊勢市選挙管理委員会告示第 39 号(投票管理者及び同職務代理者の選任に関する告示) の一部を下記のとおり訂正します。

令和 7 年 8 月 29 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

二見第 2 投票区：今一色公民館

	住 所	氏 名
変更前	伊勢市	出崎 まゆみ
変更後	伊勢市	吉居 寛典

伊勢市公告第 39 号

公 示 送 達

下記の者の令和 7 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 7 年 8 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

伊勢市公告第 40 号

公 示 送 達

下記の者の令和 7 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 7 年 8 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

伊勢市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

令和7年8月27日

伊勢市監査委員	檜	山	高	知
伊勢市監査委員	中	井		豊
伊勢市監査委員	中	村		功

7 監 第 141 号
令和7年8月27日

請求人 様

伊勢市監査委員 檜山 高知
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 中村 功

伊勢市職員措置請求書に基づく監査結果について（通知）

令和7年7月9日付け、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

住 所 伊勢市
氏 名 請求人（6名）

2 請求書の提出日

令和7年7月9日

3 請求の内容

（1）請求書（「1. 請求の要旨 原文のまま」）

1-1. 令和6年7月17日、伊勢市長は神楽サロン有限公司（以下、神楽サロン社と言う。）と業務名「令和6年度観光庁補助事業『地域観光新発見事業』に係る観光コンテンツ造成事業」の契約を締結した。契約金額は1245万8400円であり、令和7年1月31日日本契約の履行は完了し、同年2月5日支出命令が決済されている。

1-2. 本事業の概要について、神楽サロン社が伊勢市に提出した「地域観光新発見事業報告書」（2025年1月31日、以下『報告書』と言う。）は「事業実施にあたっては、皇學館大学や市内事業者と連携し、日本固有の考え方やお伊勢さんの本質を学べる機会を旅行者に提供し、知的探求心の強い旅行者の誘客・周遊促進及び宿泊日数の増加を図ることができるようなコンテンツに取り組んだ。」としている。そして、神楽

サロン社の造成によるコンテンツに基づき、「伊勢で本物を」と題するモニターツアーが募集され旅行者に神道への理解を深める教育活動が行われた。ツアーは2回実施され、令和6年12月1日～2日に10名、同年12月12日～13日は9人が参加した。

1-3.「報告書」はモニターツアー参加者に提供したコンテンツについて、次のように記している。

(1) 神楽の体験学習コンテンツ

コンテンツ内容：装束着用（狩衣、千早）、神楽実践（浦安舞、朝日舞）

日本の精神文化の軸となる神道の考え方を知ることを目的とし、神楽の体験を通して、より伊勢神宮に対する理解を深められる体験を造成。（報告書7頁）

(2) 神道博物館の体験学習コンテンツ

コンテンツ内容：佐川記念神道博物館解説

伊勢神宮参拝を前提とした汎用的な神道の考え方の理解増進を目的とし、神道の祭典や御饌など、実物やレプリカの展示物を目にするすることで、より理解と実感を深めることができる体験を造成。（報告書7頁）

(3) 神饌の体験学習コンテンツ

コンテンツ内容：神饌の組み立て、神饌を運ぶ体験

伊勢神宮の御神楽や神社の祭典で献徹される神饌への理解を深めることを目的とし、自分で実践できる神道知識を身につけることができる体験を造成。（報告書8頁）

(4) 祝詞の体験学習コンテンツ

コンテンツ内容：祓詞の浄書、祓詞奏上体験

伊勢神宮の御神楽や神社の祭典で奏上される祓詞や祝詞の意味、理解を深めることを目的とし、自分で実践できる神道知識を身につけることができる体験を造成。（報告書8頁）

1-4. 前述3の通り報告書(1)(2)(3)(4)に記載されている事柄は神社神道の色彩が強く、特定の宗教である神道の教義やしきたりを広めることに繋がり、神社神道を促進、援助するものである。

伊勢市が神楽サロン社と委託契約を結び、履行、公金を支出した本ツアーはまぎれもなく神社神道への理解を深める教育活動であり、この行為は憲法第20条「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。――（中略）――3国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」の規定に違反していることは明らかである。加えて第89条「公金その他の公の財産は、宗教上

の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」の規定に背く違法な財務会計行為である。

また、伊勢市職員が本件の業務遂行に伴う人件費への支出も憲法 20 条、89 条に違反する。

以上から「令和 6 年度観光庁補助事業『地域観光新発見事業』に係る観光コンテンツ造成事業」の契約を締結し、1245 万 8400 円の支払いを行ったこと、及び本件業務を遂行した伊勢市職員の人件費の支出は伊勢市財政に損害を与えたことは明白である。

1-5. 監査委員におかれては伊勢市長に対し支出命令の取り消し、公金の返還と是正の勧告を行うよう請求する。

4 請求の趣旨

伊勢市職員措置請求書に記載されている事項並びに請求人の陳述内容を勘案し、本件監査請求の趣旨を、次のとおりと理解した。

伊勢市（以下、「市」という。）が神楽サロン有限会社（以下、「受託者」という。）に委託した「令和 6 年度観光庁補助事業『地域観光新発見事業』に係る観光コンテンツ造成等業務委託」（以下、「本件事業」という。）は、その内容が特定の宗教である神道の教義やしきたりを広めることに繋がり、神社神道を促進、援助するものであるため、当該事業は憲法第 20 条及び 89 条の規定に反するものである。当該事業に係る委託料 12,458,400 円及び業務遂行に伴う人件費の違法な支出により、市財政に損害を与えたものであるため、市長に対し、その補填及び今後の業務の是正を求めるもの。

5 要件審査

本件監査請求は地方自治法第 242 条所定の要件を備えていると認め、令和 7 年 7 月 15 日付で受理することを決定した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項の決定

本件委託事業の内容が憲法第 20 条及び第 89 条に違反し、その委託料及び業務実施に係る職員給与の支出が違法または不当な公金の支出に当たるか否かを監査対象とした。

2 請求人の陳述等

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 7 年 7 月 31 日に請求人

に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。また、追加資料を受領した。

3 監査対象部局

産業観光部を監査対象部局とし、資料の提出を求め、令和7年8月5日に同部長を含む7名から聴取を行った。

第3 監査の結果

1 本件事業に係る事実関係の確認

(1) 契約概要について

ア 業務委託名：令和6年度観光庁補助事業「地域観光新発見事業」に係る観光コンテンツ造成等業務委託

イ 契約締結日：令和6年7月17日

ウ 委託期間：令和6年7月17日～令和7年1月31日

エ 契約先：神楽サロン有限公司

オ 委託金額：12,458,400円

カ 事業内容

(ア) 業務実施計画の作成

(イ) 観光コンテンツの企画・開発

a インタープリテーションツアーの造成

b 皇學館大学と連携した学習体験の造成

c お伊勢さんのおもてなし文化を感じる食コンテンツの開発

d 造成したコンテンツを含むモニターツアーの実施

(ウ) 市内で活動するインタープリターや学生のインタープリテーションにかかる人材育成

(エ) 情報発信及びプロモーション実施

(オ) 次年度以降の販売体制構築

(カ) 業務報告

(2) 契約手続きについて

本件事業に係る契約事務については、伊勢市契約規則及び伊勢市会計規則等、関連法令に基づき適正に行われていることを確認した。

(3) 主な経緯について

ア	令和6年4月17日	地域観光新発見事業公募申請
イ	令和6年5月30日	地域観光新発見事業採択決定
ウ	令和6年6月18日	市業務委託契約審査委員会承認決定
エ	令和6年6月19日	市業務委託施行伺い
オ	令和6年7月16日	地域観光新発見事業交付申請
カ	令和6年7月17日	地域観光新発見事業交付決定

- | | | |
|---|----------------|-----------------|
| キ | 令和6年7月17日 | 市業務委託契約締結 |
| ク | 令和6年9月20日 | 市業務委託契約変更協議 |
| ケ | 令和6年9月25日 | 地域観光新発見事業変更交付申請 |
| コ | 令和6年9月26日 | 地域観光新発見事業変更交付決定 |
| サ | 令和6年9月27日 | 市業務委託変更契約締結 |
| シ | 令和6年12月1日、2日 | モニターツアー（1回目）実施 |
| ス | 令和6年12月12日、13日 | モニターツアー（2回目）実施 |
| セ | 令和7年1月31日 | 市業務委託業務完了報告書受理 |
| ソ | 令和7年1月31日 | 市業務委託完了検査 |
| タ | 令和7年2月17日 | 市業務委託委託料支出 |
| チ | 令和7年2月26日 | 地域観光新発見事業実績報告 |
- (4) 事業報告書に記載された実施内容について
- ア インタープリテーションツアーの造成
「食」「祭典」をテーマにした2つのツアーを造成
- イ 皇學館大学と連携した学習体験の造成
「神楽」「祝詞」「神饌」をテーマとし、皇學館大学内にて、教員や学生から学ぶ体験学習及び神道博物館でのガイド案内コンテンツの造成
- ウ お伊勢さんのおもてなし文化を感じる食コンテンツの開発
「直会」をテーマとした食コンテンツの開発と提供
- エ 造成した観光コンテンツを含むモニターツアーの実施
上記アからウを内容としたモニターツアーの実施。
12月に2回に分けて実施し、計19名が参加。行程は、1日目に皇學館大学内での体験学習と神道博物館見学、2日目にインタープリターの案内による神宮参拝、神楽見学、神宮徴古館・神宮農業館見学等。
参加者は、内容改善のため、原則、講評が得られる有識者や観光事業関係者とし、残り少数の空き枠については一般参加者を公募。
- オ 市内で活動するインタープリターや学生のインタープリテーションにかかる人材育成
申込者17名、本登録者13名。内容の統一化、均質化のための研修を実施。
- カ 情報発信及びプロモーション実施
- キ 次年度以降の販売体制構築
- ク 事業全体の成果
(ア) 地域関係者とのコネクション並びに信頼関係の構築
(イ) 地域の人材育成・活躍の機会創出の可能性
(ウ) 具体的な販路の構築

(5) 委託料の支出先等について

インタープリター人材育成のための講演や指導に係る報酬は個人に対して支払われており、モニターツアー内の神楽奉納に係る初穂料等を含め、宗教法人に対する直接的な支払がないことを確認した。

(6) 地域観光新発見事業について

観光庁が、地方誘客に資する販売可能な観光コンテンツの造成を目的に実施した補助事業であり、市からは「お伊勢さんの本質を学び体験する産官学一体となった観光コンテンツ造成事業」として申請し、採択決定及び重点支援事業認定を受けている。

補助事業の実施主体は市、連携する団体として、皇學館大学、神宮司庁、受託者、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構及び公益社団法人伊勢市観光協会の記載がある。テーマ分類は、「歴史（神社仏閣・城、世界遺産・日本遺産）」「食・食文化」「祭り・伝統芸能」「地場産業・伝統工芸」「博物館・美術館・動植物園・水族館」の5分類となっている。

2 請求人の陳述内容（要旨）

令和7年7月31日に請求人から本件監査請求の要旨を補足する陳述を受け、次のとおり理解した。

- (1) 明らかに神道を体験させるための宗教的活動が含まれている。特定の宗教を広める事業に対して予算を支出することは憲法第20条と第89条に違反する。公の機関の目的が宗教的意義を持つのか考える場合、その行為の効果が宗教に対する援助・助長にならないよう常に慎重に考えなければいけない。
- (2) 直接、伊勢神宮など宗教団体に税金を使ったわけではないが、ツアーの目的は、神道を学び、体験し、伊勢神宮への参拝があるという、参加者が神道だけを学ぶ内容である。
- (3) 造成された4つのコンテンツ、神楽、神宮博物館、神饌及び祝詞の各体験学習コンテンツは全てが神道の体験を造成するものである。
- (4) 祝詞は正に宗教神道の中心的なものである。宗教行事を体験させることにより、参加者に神道を深く理解させ広めていく。また、この話を聞いて影響を受けた人へ広がり、どんどん神道が広がっていく。そういう意味で、正に助長、援助を行ったツアーと考える。
- (5) ツアーを実施したのは受託者であるが、市の事業として行われている以上、市が宗教教育を行ったということであり、憲法第20条第3項の規定に違反する。
- (6) 令和7年度の事業については取りやめてもらいたい。
- (7) 支出先、支出額や内訳など、資料を詳細に確認してもらいたい。

3 担当部署の聴取内容（要旨）

令和7年8月5日に産業観光部に聴取を行った。その概要は次のとおりである。

（1）事業目的について

本件事業は、市の観光資源を活用し、宿泊率向上やインバウンド対応を図るため、伊勢地域に根付く歴史・文化の理解を深める観光コンテンツの整備とインタープリテーション（相手の歴史的・文化的背景を考慮して解説を行うこと）が可能な人材の育成を産官学連携で構築することを主な目的としている。

前提は、神宮を中心に栄えた伊勢の歴史文化、食文化であり、宗教的信仰を促すものではなく、歴史や文化を生かして、観光コンテンツの発掘を目的として造成したものである。また、滞在時間が短いという課題に対して滞在時間を延伸して経済効果をあげていくことを目的としている。

（2）政教分離に関する協議について

政教分離について憲法等に抵触することのないよう事業を進めることは一般的な事項として認識しており、改めて市内部での協議は行っていない。

法令遵守は前提であり、委託仕様書には法令遵守を記載している。インタープリテーションの観点からも、神楽などを強制することがないよう、信教の自由を阻害することのないよう配慮しており、実際になかったと認識している。

（3）政教分離に反しないと考えた理由について

本件事業は、宗教的信仰を促すものではなく、文化的体験として構成するものであり、法令等を遵守することを委託業務の仕様書へ記載している。

その上で、国内有数の観光地として古くから栄え、多くの神宮参拝者や観光客を受け入れてきた伊勢地域に根付く歴史・文化的価値や自然との共生を象徴する伝統的思想の物語性を生かし、知的欲求を深掘りすることを示唆した本物志向のコンテンツであることを旅行者へ訴求し、来訪者特性に合わせた観光消費額拡大の機会とするためのものである。また、「神楽」「祝詞」「神饌」といった要素については、国内各地域に残る伝統的で文化的価値をもつ民俗行事・民俗芸能・年中行事の一環でありながら、皇学館大学生が学習する内容でもあり、大学と協働しながら付加価値を高め、学習体験型の商品として磨き上げできるものと考え取り入れたものである。

祝詞や神饌も含めて、日本各地の民族芸能、年中行事の一環であると位置づけており、衣装や備品は大学内で調達可能なものを、一時的に使

用して実施しているもので、宗教的儀式の再現ではなく、文化的芸能の再構築である。

また、博物館のインタープリテーションについても、実物、レプリカ等の展示物は文化的価値の高いものと判断しており、展示物に対する説明や参加者からの意見について宗教団体ではなく、インタープリターや学生が対応し、知識を深めるものとして実施している。

ア モニーツアー旅行企画・実施主体

モニーツアー募集の段階で旅行業法に基づいた旅行企画・実施であることを明記し、皇學館大学における神道体験・神具博物館等の体験についてツアー行程に組み入れていることも募集チラシ等で明示しており、あくまで観光コンテンツのモニタリングのためのモニーツアーの一環として各コンテンツを実施していることは明確である。

イ 伝統文化を主目的としたインタープリテーションによるツアー

企画協議段階からインタープリテーションにより伝統・文化的な付加価値を高めるツアー・コンテンツを造成することを関係者と共有しており、宗教への勧誘・布教を目的としたものではないことは共通の認識をもって対応している。

ウ 学習型体験コンテンツサービスとして造成していることが明確

神楽等の体験は宗教施設内ではなく皇学館大学施設内で実施しており、「神楽」「祝詞」「神饌」などのテーマについても日本各地の民俗芸能や年中行事の一環として歴史的・文化的価値のあるテーマとして取り扱っている。また、準備物（体験時の衣装や備品等）についても学内で通常使用されている賃借可能な施設、物品等で一時的な体験サービスを提供しており、観光コンテンツとしての体験であり宗教的儀式の再現ではなく文化的体験としての再構築であることは明確である。

エ 博物館等における神饌等を含むインタープリテーション

神道博物館等において神饌に関する展示を含め、祭具の実物やレプリカ、橋の一部などが展示されており、博物館で所蔵されている展示物については文化的価値が高いものと判断し案内付きで説明を試みたものである。また、宗教団体ではなくインタープリターや皇学館大学の先生や学生による展示物に関連した歴史・文化解説と、参加者からの質疑に対する対応を実施しており、知識を深める歴史文化学習型のコンテンツとして磨き上げたものである。

(4) 委託事業について

本件事業は、伊勢で承継されてきた歴史文化や自然循環の中で生きる自然との共生への価値観を知ることを目的としており、神宮のみに限ったコンテンツを造成するという意図はない。今後、取り組みの過程で魅力ある観光資源の掘り起こし等により商品価値が向上し、販売促進に繋

がると判断できる場合、他の観光資源への拡大について検討したい。

(5) 参加者について

有識者に声かけしたほか、公募も行った。一般的にモニターツアーの実施事業では、有識者や情報発信に優れた人を招き、一般参加者だけではないという認識である。なお、定員を20名とし、定員に達した時点で応募を中止した。

(6) 今回の事業の成果について

モニターツアー時のアンケートでも高評価を得られており、宿泊を伴う周遊促進・体験型観光コンテンツとしての商品価値は高いと考えている。また、大学施設を活用するという観光資源としての発見や学生やガイド等の観光に関わる観光人材の発掘の視点から一定の成果があったと考えている。造成したコンテンツは宗教的信仰を促す意図はなく、宗教的中立性を保ちつつ文化資源として紹介しているものであり特定の宗教の支援に繋がるという誤解を与えないよう、相手の歴史的・文化的背景を考慮して解説を行うことを中心としたコンテンツの磨き上げを行うとともに、社会通念に照らして問題が生じないように、適切に運用していく。

4 監査委員の判断

(1) 政教分離原則と憲法第20条及び第89条により禁止される行為について

憲法は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」(20条1項前段)とし、また、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」(同条2項)として、いわゆる狭義の信教の自由を保障する規定を設ける一方、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」(同条1項後段)、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」(同条3項)とし、更に「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」(89条)として、いわゆる政教分離原則に基づく諸規定(以下「政教分離規定」という。)を設けている。

政教分離規定に関する判断は、最高裁昭和52年7月13日大法廷判決(いわゆる津地鎮祭事件)をはじめ、数次にわたり、同様の見解に基づき示されているところであり、最高裁平成9年4月2日大法廷判決(いわゆる愛媛玉串料事件)では次のように判示されている。

「一般に、政教分離原則とは、国家(地方公共団体を含む。以下同じ。)は宗教そのものに干渉すべきではないとする、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされているところ、国家と宗教との関

係には、それぞれの国の歴史的・社会的条件によって異なるものがある。我が国では、大日本帝国憲法に信教の自由を保障する規定（二八条）を設けていたものの、その保障は「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という同条自体の制限を伴っていたばかりでなく、国家神道に対し事実上国教的な地位が与えられ、ときとして、それに対する信仰が要請され、あるいは一部の宗教団体に対し厳しい迫害が加えられた等のこともあって、同憲法の下における信教の自由の保障は不完全なものであることを免れなかった。憲法は、明治維新以降国家と神道が密接に結び付き前記のような種々の弊害を生じたことにかんがみ、新たに信教の自由を無条件に保障することとし、更にその保障を一層確実なものとするため、政教分離規定を設けるに至ったのである。元来、我が国においては、各種の宗教が多元的、重層的に発達、併存してきているのであって、このような宗教事情の下で信教の自由を確実に実現するためには、単に信教の自由を無条件に保障するのみでは足りず、国家といかなる宗教との結び付きをも排除するため、政教分離規定を設ける必要性が大であった。これらの点にかんがみると、憲法は、政教分離規定を設けるに当たり、国家と宗教との完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたものと解すべきである。

しかしながら、元来、政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。

そして、国家が社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文化などに関する助成、援助等の諸施策を実施するに当たって、宗教とのかかわり合いを生ずることを免れることはできないから、現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現することは、実際上不可能に近いものといわなければならない。さらにまた、政教分離原則を完全に貫こうとすれば、かえって社会生活の各方面に不合理な事態を生ずることを免れない。これらの点にかんがみると、政教分離規定の保障の対象となる国家と宗教との分離にもおのずから一定の限界があることを免れず、政教分離原則が現実の国家制度として具現される場合には、それぞれの国の社会的・文化的諸条件に照らし、国家は實際上宗教とある程度のかかわり合いを持たざるを得ないことを前提とした上で、そのかかわり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で、いかなる場合にいかなる限度で許されないこととなるかが問題とならざるを得ないのである。前記のような見地から考えると、憲法の政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわ

り合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらし行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。

上記の政教分離原則の意義に照らすと、憲法 20 条 3 項にいう宗教的活動とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが上記の相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為が上記の宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。

憲法 89 条が禁止している公金その他の公の財産を宗教上の組織又は団体の使用、便益又は維持のために支出すること又はその利用に供することというのも、上記の政教分離原則の意義に照らして、公金支出行為等における国家と宗教とのかかわり合いが上記の相当とされる限度を超えるものをいうものと解すべきであり、これに該当するかどうかを検討するに当たっては、上記と同様の基準によって判断しなければならない。」

以上のような見解に照らせば、地方公共団体は、宗教との完全な分離を理想とし、非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとする憲法の政教分離原則の理念を尊重し、宗教的に中立であることを要求されるものではあるが、宗教とのかかわり合いを持つことが全く許されないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらし行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきであり、この基準により判断することとなる。

(2) 事業の目的について

本件事業は、地方誘客に資する販売可能な観光コンテンツの造成を目的とした観光庁の地域観光新発見事業の補助を受け、市の観光誘客促進及びインバウンド誘客増進と市の観光における課題である宿泊者割合の向上を目指して、産官学連携で実施されたものである。

また、業務委託仕様書においても、「インバウンドの認知度や旅行者の宿泊者割合が低いため、適切な情報発信や宿泊を伴う『コト消費』の充実が急務である。」とし、業務内容には「市内に存在する歴史・文化の発

信の拠点である施設等を活用し、インタープリテーションツアーを造成すること」「お伊勢参りにて旅行者を受け入れてきた食文化を感じることができる食コンテンツを開発すること」「本事業で造成した観光コンテンツを含む、宿泊を伴ったモニターツアーを実施し、アンケート調査・分析を行い、コンテンツの磨き上げを行うこと」などとある。

上記を考慮すると、神宮が持つ歴史的文化的な価値と観光資源としての側面に着目し、活用することによる市の観光における課題解決などを目的としたもので、特定の宗教である神道の援助、支援などを行う意図はないと考えられることから、本件事業の目的に宗教的な意義があるとは認められない。

(3) 本件事業の内容及び効果について

ア 寺社仏閣の歴史的文化的価値と観光資源としての活用について

本件事業で実施された内容は、第3監査の結果1(4)で記載したとおりである。

請求人は、ツアーの内容が神道の学びや体験に偏っており、神宮参拝を含む神道中心の内容となっていること、事業報告書にあるツアーで提供された神楽、神宮博物館、祝詞及び神饌の各体験学習の4つのコンテンツ全てが神道の体験を造成するものであることから、特定の宗教を促進、援助するものであり、政教分離規定に違反すると主張する。

事業報告書を確認すると、本件事業において造成されたコンテンツには、神道における宗教的儀式や主に神道関連の展示を行う博物館の見学等が内容として含まれている。

しかしながら、本件事業は、(2)事業の目的についてでも述べたとおり、市観光における課題である宿泊者割合向上のための「コト消費」の充実やインバウンドの獲得などによる観光振興を目的としたものであり、そのため滞在時間が長くなる体験型コンテンツ造成などを内容としたものである。自治体が寺社仏閣を観光資源として活用することは日本各地において一般的なことであり、このことを鑑みれば、市が、共に発展してきた神宮が持つ歴史的文化的価値と観光資源としての側面に着目し、活用したことは妥当なものと認められる。また、その上で、より事業効果が高まることを期待して、市内で非常に多くの観光客が訪れる神宮をはじめとしたコンテンツ造成を行ったことは理解できるものである。

イ 事業内容に関する検討について

実際に行われた内容について見てみると、神楽、祝詞及び神饌については、本来、宗教的儀式であり、事業報告書には請求人が主張するとおりの記載がなされている。

しかしながら、本件事業の中で行われた体験学習は、神宮内において神職によって行われたものではなく、市内大学の練習場において教員及

び学生を講師として行われており、宗教的要素というよりは、伝統的文化的芸能等の側面の要素が強いと考えられる。また、学生が指導を行うことによる社会教育活動の一環とも捉えることができ、本件事業の目的のひとつとも合致する。

また、神道博物館、神宮徴古館及び農業館の見学については、絵画、太刀及び天球儀などの歴史的文化的工芸品や農林水産関係の器具などの展示があり、市や周辺地域の歴史文化など、神道だけでなく広範に学べるものと認められる。

なお、モニターツアーの中で、神宮における神楽奉納が行われているが、これは歴史的文化的芸能として体験学習した内容を確認するためのものと考えられる。そのほか、神宮参拝が行われていることについても、請求人は宗教的行為と主張するが、年間 750 万人もの観光客が訪れている国内有数の観光地であり、歴史的文化的な側面に魅力を感じた外国人や他の宗教を信仰する人が観光を目的として訪れていることは事実であり、世俗的な行為として認識されているものと考えられる。

ウ 宗教的評価について

他市において実施された類似事業のアンケートにおいては、日本人だけでなく外国人参加者においても、神楽が歴史的文化的芸能と捉えられ、日本や地域の歴史文化に感銘を受けた様子がうかがえる。

また、宗教とかかわり合いをもった行事であっても、日本各地で伝統的に行われ、多くの観光客が観覧ないし参加するものも多く、歴史的文化的な観光行事としての側面も強く併せ持つことが見て取れる。加えて、神楽が多くの自治体において無形文化財として登録されているほか、ユネスコ無形文化遺産に登録されるなどの事例もあることなどを考慮すると、観光で訪れる参加者にとっては、歴史的文化的価値のある観光資源として評価され、認識されているものと推察する。

5 結論

本件事業の目的は、あくまで観光振興を目的として実施されたものであり、その内容に宗教性のあるものが含まれていたとしても、その効果は宗教とは無関係な目的の実現に伴う間接的、付随的なものに留まっていると考えられる。

憲法の政教分離原則の理念に照らし、より慎重に対処する余地がなかったとは言えないものの、本件事業が、その目的や内容、その性質に照らし、特定の宗教を援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為に当たるとは認められず、本件事業によってもたらされる市と神道とのかかわり合いが社会的、文化的諸条件に照らし、相当とされる限度を超えるものとは認められない。よって、本件事業が憲法において禁止される宗教的活動

に該当するものとは認められない。

また、委託料の支出については、予算、契約及び支出の手続きが関連法令に基づいて適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。加えて、職員給与についても関係法令に基づき適正に支出されており、違法又は不当な点は認められない。

以上から、本件監査請求は棄却する。

第4 意見

本件監査請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、次のとおり意見を述べる。

- 1 本件事業の実施にあたっては、特定の宗教の援助等の趣旨を帯びているとの疑念を抱かれることのないよう、通常以上の注意が払われるべきものであったと考える。表現に関する配慮等、今後の事業の実施にあたっては、厳重に注意を払うよう努めていただきたい。
- 2 時間的な制約が厳しい中、より事業効果が高まることを期待して、市内で非常に多くの観光客が訪れる神宮をはじめとしたコンテンツを造成したことは理解できる。一方で、市内には、神宮ほどには広く知られていなくとも、歴史ある魅力的な観光地があるのも事実である。そういった場所を伊勢の歴史や文化とのつながりをもって紹介するなど、他のコンテンツの掘り起こしのようなことも出来たのではないかと考える。今後の観光振興事業の実施にあたって一考いただきたい。
- 3 請求要旨には含まれていない事項であるが、請求人陳述において主張があったため意見として申し添える。
請求人は、補助事業と同様の確認を行うよう主張していたが、補助事業は、地方自治法上、公益上必要がある場合において認められているものであり、目的や用途について、領収書を含め厳正に確認しているものである。一方、委託事業は、市が目的をもって行う事業について、専門性や効率性等に優れる民間事業者任せに任せるものであるため、その進め方の主導権は事業者にあり、事業の完了確認も補助事業とは異なるものであって、本件事業の履行確認は適切に行われたものと認められる。